

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定代理納付者の指定【財政局税務部税制課】

2

- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部食肉センター】

3

- 収納事務の委託【企画調整局政策部企画課】

4

◇ 公 告

- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】

5

◇ 訂 正

- 第3936号の訂正【上下水道局下水道部下水道計画課】

6

北九州市告示第174号

「ふるさと北九州市応援寄附金」の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月13日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第 175 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立食肉センターにおける手数料及び使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 4 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目 3 番 7 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 176 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、「元気発進！北九州」プラン、第 53 回北九州市統計年鑑平成 28 年版、大都市比較統計年表／平成 27 年、平成 28 年北九州市の人口（町別）及び平成 29 年北九州市の人口（町別）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 4 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 253 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

平成 29 年 4 月 13 日 第 1 号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市八幡西区美吉野町 4 番 30 号

株式会社国広建設 代表取締役 小坂幸二

3 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市八幡西区美吉野町 1036 番 29、1036 番 43 及び 1036 番 44	4.0	60.65

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成29年	第3936号	19	上から3 行目	(平成29年福 岡県告示第27 0号)	(平成27年福 岡県告示第95 9号)